

Nuclear Weapon & Nuclear Test Monitor

核兵器・核実験モニター

482-3
15/11/1

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーンビル1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail:office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

国連総会
第1委員会

アイルランド、メキシコなどが決議案 核兵器禁止の「法的枠組み」 交渉へ、公開作業部会を提案

10月第2週から始まった国連総会第1委員会にアイルランド、メキシコなどが提出した決議案が注目される。核軍縮の「法的枠組み」を交渉する公開作業部会を具体化する決議案だ。決議案は、作業部会は「全会一致」ではなく「国連総会が定めるルール」によって運営されるべきであるとしている。一方、加盟国の中には包括的な核兵器禁止条約の交渉を、ジュネーブ軍縮会議(CD)で行うべきだとの主張がある。同決議案が原案どおり採択されるかを、現段階で見通すことは困難である。

NPT再検討会議が残した 手がかりを前に進める

国連総会第70会期・第1委員会(軍縮・国際安全保障)をフォローする前提として、「2015NPT再検討会議」が生み出した手掛かりを再確認しておきたい。合意には至らなかったが、最終文書案には次の条項が含まれた¹⁾：

「154-1. 会議は、核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道上の結末をもたらすとの懸念が、核軍縮分野における諸努力を下支えし続けるべき鍵となる因子であり、これら結末の認識が全ての加盟国による核兵器のない世界に進むための努力の緊急性を強めるものでなければならないことを強調する。」

「154-19. 会議は、国連総会第70会期において、核兵器のない世界の実現と維持に貢献しかつ必要とされる法的諸条項もしくは他の取極めを含む、第6条の完全履行のための効果的措置を特定し熟議するための公開作業部会を設立するよう勧告する。法的諸条項は、単独の条約もしくは枠組み条約を含む多様なアプローチを通して確立されうる。会議は、自らの手続き規則にしたがって下部機関の作業方法を決定する国連総会の専権を侵害することなく、その公開作業部会は全会一致原則に基づき作業を行うよう

勧告する。会議は、全ての国家がこのオープンかつ包括的なプロセスに参画するよう奨励する。」(強調は筆者)

すなわち、核兵器は非人道的であるがゆえに核軍縮のための効果的措置の探求が必要であるとの論理が残され、その議論を行う「公開作業部会」の設立が勧告された(154-19)。これには米国なども事実上の同意を与えた²⁾。作業部会は「全会一致」原則が望ましいが、ルールを定めるのは総会の専権事項であると但し書きされていることに、注目しておきたい。

今回の第1委員会には、「NPT最終文書案」を手掛かりに前進を目指す決議案が複数提案されているが、本稿では、「非人道性の認識」と「効果的措置の探求」を直接的に結びつけた、次の3つの決議案に焦点を当てる。(1) アイルランド、メ

今号の内容

国連総会第1委に 「法的枠組み」交渉求める決議案

<資料>アイルランドなどの決議案(全訳) / 南アフリカ決議案(全訳) / NAC
決議案(抜粋訳)

米、新型核兵器の欧州配備に向かう

キシコなどによる「多国間核軍縮交渉を前進させる」(A/C.1/70/L.13。3ページ・資料1に全訳)、(2)南アフリカなどによる「核兵器のない世界のための倫理的至上命題」(A/C.1/70/L.40。4ページ・資料2に全訳)、(3)新アジェンダ連合(NAC)による「核兵器のない世界へ:核軍縮に関する誓約の履行を加速する」(A/C.1/70/L.41。5ページ・資料3に抜粋訳)³。特に注目されるのが「公開作業部会」設立と運営方法を示した(1)の決議案である。

「多国間核軍縮交渉」決議案

同決議案の核心は、「核兵器のない世界の達成と維持のための新たな法的条項や規範について合意に至ることをめざした交渉を行う公開作業部会を開催する」(主文2)ことである。決議案が「作業部会」を「交渉の場」と位置付けていることは、NPT最終文書から大きく踏み込む内容である。しかも、作業部会は、2016年にジュネーブで、「国連総会の下部機関としてその手続き規則に則り開催」される(同5)。つまりそこには投票による採決が含まれる。

ピースデポは、9月に提出した日本政府への要請書⁴で、2015最終文書案の「公開作業部会」を手掛かりに、すべての国と市民社会に開かれた協議の場を設立する決議案を提案するよう求めた。また作業部会は少数が拒否権を行使することを避けるような運営ルールをとるべきであると申し入れた。アイルランドなどの決議案はまさにそれに応えてくれた。日本がそれにどのような態度をとるかに注目したい。

「一般討論」における演説において、アイルランドのヘレナ・ノーラン外務貿易省・軍縮不可拡散局長は、決議案がメキシコのイニシアチブで作られたことを明らかにした上で、次のように述べた：

「2013年の公開作業部会における熟議の成功に続いて、我々は、同作業部会で積み残された課題をとりあげて、核軍縮に必要な効果的な法的措置を議論する2回目の公開作業部会を開くべき時だと感じている。この作業部会は、国連総会の下部機関として、総会の規則及び手続によって運用されるべきであり、コンセンサスに拘束されるべきではないことが妥当である。それでも、我々は成果達成に向けてすべての加盟国が力を合わせることは可能だと確信する。市民社会が積極的に参画し、議論に新鮮な思考と専門性を注入することを歓迎する。そして当然のことながら、我々は核兵器国が、NPTのもとで誠実に追求することが義務付けられている核軍縮プロセスのすべての段階に、他の国々とともに関与することを必要としているし、そのことを重視している。」

ノーラン局長はさらに、一般討論においてなされた、発展途上諸国やアフリカ・グループからの提起に言及しながら、決議案を動機づける基本認識を強調した。

「私は、すでに脆弱な環境のうえに、いかなる核爆発もが与えるだろう影響に対する彼らの懸念と、8億5千万の人々が未だ飢餓に苦しみ、毎日8千人の子どもたちが栄養失調で死に、そして1日に800人の女性が妊娠と出産に関わる原因で命を失っているこの時に、いくつかの国が保有核兵器の近代化に巨額の富を注いでいることへの彼らの絶望感を共有する。我々はこう自問するべき時だ。核兵器の近代化と維持のために現在注がれている資金を使わないことにすれば、世界でどれだけ有益なことができるだろうか。」

ノーラン局長は演説を次のように締めくくった。「2015再検討会議の失望を受けて、だからこそ、他の国の核兵器開発を防止するだけでなく、核兵器がいかなる状況のもとでも再び使用されないこと、そして、すべての核兵器を永久に使うことができないようにするためのプロセスを開始する努力を倍加しようではないか。」

「倫理的至上命題」決議案

一方、この決議案は、核兵器爆発がもたらす「壊滅的な人道上の結末およびその危険性を認めるよう」すべての国家に要求した(主文1)上で、「核兵器のいかなる使用も、その大義名分が何であれ、国際人道法や国際法や道徳律とも、市民的良心の命ずるところ」にも合致せず(主文3h)、核兵器は本質的に不道徳である(主文3i)と宣言する。そしてすべての国家が、「切迫感と確固たる決意をもって行動」し、「核兵器を廃絶し禁止するため必要な、法的拘束力ある効果的な措置をとるべき倫理的責任を共有している」と強調(主文5)する。

この宣言的決議案は、これまで核兵器の非人道性に関してファクト・ベースで蓄積されてきた知見を、まず「倫理的義務」の問題として突きつけ、であるがゆえに「効果的措置」を議論することが不可避であるという論理を鮮明にするものだ。唯一の戦争被爆国である日本の倫理性が問われる決議案である。

提案国の南アフリカは、新アジェンダ連合(NAC)を代表して行った一般演説で次のように述べている：

「核軍縮は国際的な法的義務であるのみならず、道徳的・倫理的至上命題である。核兵器の非正統性に対する国際的コンセンサスが拡大しているにもかかわらず、核兵器は、核兵器国と、核兵器国と地域的な同盟を結ぶ国々との安全保障ドクトリンの核心であり続けてい

る。この状況は、国際の平和と安全を強化するものからはほど遠く、それを弱体化させ、国際的緊張と紛争を悪化させ、諸国と諸国民の集団的福祉を脅かしている。さらに、核兵器国が法的義務と誓約に逆らって核兵器を永続的に保有しようという野望を抱いているとの見方を生み出している。」

NAC決議案

NACは昨年を基本的に継承・踏襲しつつ、NPT再検討会議の合意失敗という結果を踏まえた決議案を提案した。決議案は、核軍縮の「効果的措置」に関する選択肢を「特定し、熟議し、交渉する努力を支持する」ことを加盟国に要請(主文19)している。とりわけ、核兵器国と同盟関係にある「すべての国」に、「集団的安全保障ドクトリン上の核兵器の役割を低下させる」よう奨励していること(主文8)が注目される。

予想される曲折

今後、「多国間核軍縮交渉」決議案は、その野心的内容と「作業部会」の運営ルールゆえに少なからぬ抵抗に直面することが予想される。

例えば米国は、一般演説の中で「NPT最終文書案で想定されたような公開作業部会を支持する用意がある」としつつ、このような作業部会の目

的に関する見解は「各国の核軍縮を前進させるための方法に対する考え方によって多岐にわたるであろう」とし、「この相違を今回の第1委員会で決着させることは不可能である」と述べた。米国が「支持する用意のある」作業部会が、「多国間核軍縮交渉」決議案が求めるものと同一ではないことに注意したい。

一方、非同盟運動(NAM、115か国が加盟)は「一般演説」において、昨年NAMが提案し採択された決議「核軍縮に関する2013国連総会ハイレベル協議のフォローアップ」(A69/58)を引用しながら、「ジュネーブ軍縮会議(CD)において、核兵器に関する包括的条約の妥結を目指す交渉を早期に開始することこそが、確実な措置である」と強調した(CDは全会一致で運営される)。

これらの主張を考慮すれば、「多国間核軍縮交渉」決議案の採択のためには、少なからぬ妥協や調整が必要となる可能性がある。(田巻一彦)⑩

注

- 1 本誌第473号(15年6月1日)。
- 2 1と同じ。
- 3 本稿で引用した決議案と演説草稿の原文(英文)は、国連の次のサイトの「Seventieth Session」(第70会期)から入手できる。<https://papersmart.unmeetings.org/ga/first/>
- 4 本誌第480号(15年9月15日)。要請書の全文は、ピースデポHP:www.peacedepot.org/media/pcr/150917_yousei_unres.pdf

<資料1>

多国間核軍縮交渉を前進させる

2015年10月20日、A/C.1/70/L.13

オーストリア、ブラジル、チリ、コスタリカ、エクアドル、ジョージア、ガーナ、アイルランド、ケニア、リヒテンシュタイン、マルタ、マーシャル諸島、メキシコ、ニカラグア、ナイジェリア、パナマ、ペルー、フィリピン、南アフリカ、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ、ベネズエラ共同提出決議案

総会は、

核兵器のない世界の達成と維持のための多国間核軍縮交渉の前進に関する2012年12月3日の決議67/56、2013年12月5日の決議68/46、2014年12月2日の決議69/41を想起し、

核兵器のいかなる使用によっても壊滅的な人道上の結末がもたらされることを深く憂慮し、

とりわけ軍縮交渉の成功は世界の諸国民すべてにとって死活的な利益であり、すべての国家には軍縮交渉に参加する権利があると述べた、軍縮のための初の特別会期である国連総会第10特別会期の宣言※を想起し、

国連総会第10特別会期の最終文書※に明記された、ジュネーブ軍縮会議(CD)及び軍縮委員会(UNDC)の役割

と機能を再確認し、

世界の経済・社会開発ならびに国際的平和と安全に対する脅威への取り組みの責任は、世界の国々によって共有され、多国間で果たされなくてはならず、世界で最も普遍的で最も代表性のある機関として、国連は中心的な役割を果たさなくてはならない、と明記した国連ミレニアム宣言※を想起し、

多国間軍縮の前進を確実なものとするための加盟国の努力と、そうした努力に対する事務総長の支持を歓迎するとともに、この点と関連する事務総長による「核軍縮に関する5項目提案」を想起し、

2010年の核不拡散条約(NPT)再検討会議の行動計画※を含む成果を想起し、

多国間外交が、軍縮及び不拡散分野で持つ絶対的な有効性を再確認し、軍備規制及び軍縮交渉を進める上で必要不可欠な多国間主義を促進することを決意し、

国連の枠組みにおける多国間核軍縮交渉が20年近くも具体的な成果を出していないことを認識し、

現在の国際環境のもとでは、軍縮・不拡散問題への政治的関心の増大、多国間軍縮の促進、核兵器のない世界に向けた前進が、いっそう緊急なものとなっていることをも認識し、

2012年12月3日の決議67/39にしたがって2013年9月26日に開催された核軍縮に関する国連総会ハイレベル会合がこの分野での進展を求める国際社会の願望を強調したことを歓迎するとともに、この会合のフォローアップである2013年12月5日の決議68/32に留意し、

決議67/56に従って提出され決議68/46で参照された、核兵器のない世界の達成と維持に向けて多国間核軍縮交渉を前進させるための計画を立案する公開作業部会(OEWG)の作業報告※を歓迎するとともに、決議68/46に従って提出された事務総長報告※の中に、加盟国がこの目的のためすでに実施しているものも含め、多国間核軍縮交渉を前進させる方策に関する加盟国の見解が含まれていることも歓迎し、

さらに、公開作業部会報告ならびにそこに含まれる諸提案を念頭に置きつつ、軍縮と平和、安全保障の問題を取り扱う国連機構において多国間核軍縮交渉を前進させる方策に関する議論を引き続き豊富化してゆくために、すべての加盟国、国際機関、市民社会が行っている努力を歓迎し、

包括性の重要性を強調し、核兵器のない世界の達成に向けた努力へのすべての加盟国の参加を歓迎し、

多国間の軍縮・不拡散・軍備管理プロセスにおいて国際機関、市民社会、学術界ならびに調査研究がなしている重要な貢献を認識し、

優先順位の高い軍縮・不拡散問題について実質的進展を図ることの重要性和緊急性を強調し、

とりわけ軍縮に関する審議と勧告を行うという国連総会の機能及び権限に言及した国際連合憲章第11条に留意し、

1. 多国間核軍縮交渉を前進させることの普遍的な目的が、引き続き核兵器のない世界の達成と維持であることを再度強調するとともに、多国間核軍縮交渉の前進に向けては包括的、包含的、双方向的、建設的な方法で核兵器関連問題を扱うことが重要であることを強調する。
2. 多国間核軍縮交渉の実質的進展を確実に図ることの緊急性を再確認する。この目的の達成に向け、核軍縮を実現させるための具体的で効果的な法的措置、とりわけ核兵器のない世界の達成と維持のための新たな法的

条項や規範について、合意に至ることをめざした交渉を行う公開作業部会を開催することを決定する。

3. 公開作業部会は、多国間核軍縮交渉の前進に寄与するであろう他の諸措置についても勧告の策定に取り組むことを決定する。諸措置には以下を含むが、それに限定されない。既存の核兵器に伴う危険性に関連した透明性措置；事故、過誤、無認可によるあるいは意図的な、核兵器爆発の危険性の低下及び除外のための諸措置；核爆発がもたらす多岐にわたる人道上の結末の複雑性や、それらの相互関連性に対する認識や理解を促進させるための追加的措置。
4. すべての加盟国がこの公開作業部会に参加するよう要請する。
5. 公開作業部会が2016年にジュネーブで、国連総会の下部機関としてその手続き規則に則り、最長15日間の作業日にわたり、利用可能な時間枠の中で、これまで確立された慣行の通り国際機関や市民社会の参加や貢献を伴って招集されること、ならびに可能な限り早期にその組織準備の

会合を開くことを決定する。

6. また、公開作業部会がそこで行われた交渉や勧告を反映させた作業報告書を総会第71会期に提出することを決定する。当該会期では関連する他の協議の場の進展を考慮しつつ、作業部会の取り組みについての評価を行う。
7. 可能な資源の範囲内で、作業部会の開催に必要とされる支援を提供することを事務総長に要請する。
8. 第71会期の暫定議題として、「全面的かつ完全な軍縮」と題する項目の下に「多国間核軍縮交渉を前進させる」という小項目を含めることを決定する。

※印には参照すべき文書の名称等が注記されているが省略した。

(長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)の暫定訳にピースデポが手を加えた。)

<資料2>

核兵器のない世界のための倫理的至上命題

2015年10月21日、A/C.1/70/L.40

オーストリア、コスタリカ、エクアドル、ガーナ、イラン、アイルランド、リベリア、マラウィ、マーシャル諸島、メキシコ、ナミビア、ナイジェリア、フィリピン、ソマリア、南アフリカ、トリニダード・トバゴ、ウガンダ、ザンビア共同提出決議案

総会は、

戦争の惨禍による言語に絶する苦しみから将来の世代を救うために設立された国際連合が70周年を迎えることを想起し、

あわせて、国際連合が、70年前、第2次世界大戦がもたらした死と破壊の計り知れない傷痕が生々しく残る時代に誕生したということも想起し、

さらに、すべての諸国民が欠乏からの自由、恐怖からの自由、尊厳のうちに生きる自由を享受することができるよう、「より大きな自由」という倫理的至上命題の実現に邁進することを、個別的にも集合的にも、国際社会に対し義務付けた国際連合憲章の崇高な原則をも想起し、

核兵器爆発に伴う壊滅的な人道上の結末ないしその危険性にかんがみ、加盟国が長い間、核軍縮と核不拡散

を、国際連合憲章の目的を実現するための緊急かつ相互につながりあった倫理的至上命題とみなしてきたこと、そうした倫理的至上命題は1946年1月24日に総会で採択された最初の決議(決議1(I))に表れていたこと、当該決議が、核兵器その他すべての主要な大量破壊可能兵器を各国の軍備から取り除くことを目的としていたことを確信し、

上記に関連して、国連の決議や報告に示されるとともに、核兵器爆発がもたらす壊滅的な人道上の結末ないしその危険性にかかわる諸々の国際的イニシアチブの中の諸規定にも示された、数々の倫理的至上命題——例えば、核兵器使用は無差別に苦難を引き起こし、それゆえ国際連合憲章と人道法・国際法に違反するとの宣言¹；核戦争は人間生来の美德である良心に反し生命への基本的権利を侵害するとの非難²；核兵器の存在による人類の生存そのものに対する脅威³；核兵器使用が環境に及ぼす有害な影響⁴；保有核兵器の開発と維持に継続的に出費がされていることに対する懸念——を認識し、

加えて、核不拡散条約⁶の前文とVI条、核兵器による威嚇または使用の適法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見⁷を認識するとともに、当該勧告的意見について国際司法裁判所が、核軍縮に導く交渉は、厳格かつ効果的

な国際的管理の下において、あらゆる側面において誠実に行いかつ完結させる義務が存在する、と全会一致で結論付けたことを認識し、

さらに、国際連合ミレニアム宣言⁸において、諸国家及び諸政府首脳が、大量破壊兵器(とりわけ核兵器)の廃絶に努めよう⁹と決意するとともに、その目的を達成するため、核の危険性をなくす方法を見いだめるための国際会議を開催する可能性を含めあらゆる選択肢を取れるようにすることを決意したことをも認識し、

国連総会が長年にわたりこれら倫理的至上命題を認知してきたにもかかわらず、また、核不拡散に取り組むための多大な努力がなされてきた一方で、国際社会が要求する、核兵器のない世界を実現し維持するために求められる核軍縮義務の履行については、限られた成果しか得られていないことを憂慮し、

ジュネーブ軍縮会議において、加盟国のたゆまぬ努力にもかかわらず核軍縮についての多国間交渉が長きにわたり進展していないこと、および、国際連合の枠組み内における多国間の核軍縮交渉が具体的成果を上げていないことに失望し、

壊滅的な人道上の結末およびその危険性への認識は、関係するあらゆる国際的イニシアチブとともに、核軍縮への倫理的至上命題と、核兵器のない

世界を実現し維持する緊急性とを下支えするものであるが、2010年以來、加盟国と国際社会の働きにより、壊滅的な人道上の結末およびその危険性に関する認識が高まり、それらが改めて注目され、機運の盛り上がりが見られていることに満足感をもって留意し、

核軍縮に関しては多国間外交が絶対的に有効であることを自覚し、核軍縮交渉にとり不可欠なものとして多国間主義を推進することを決意しつつ、

1. すべての加盟国に対し、事故や計算違いによるものであれ意図的であれ、核兵器爆発がもたらす壊滅的な人道上の結末およびその危険性を認めるよう、要求する。
2. 国家安全保障上・集団安全保障上の両方の利益に資する「優先順位のトップに挙げられる世界的公益」である、核軍縮という倫理的至上命題と、核兵器のない世界を実現し維持する緊急性とを認識する。
3. 以下を宣言する：
 - a) 核兵器のもたらす世界的な脅威は緊急に除去しなければならないこと。
 - b) 核兵器に関する議論・決定・行動をする際には、核兵器が人間と環境に及ぼす影響を特に重視しなければならない。また、核兵器が引き起こす言語に絶する苦しみ、受け入れがたい危害に常に立ち戻らねば

ならないこと。

- c) 核兵器爆発の女性への影響、および、核兵器に関する議論・決定・行動に女性が参画することの重要性について、より注意を払うべきであること。
 - d) 核兵器によって、集団的安全を損ない、核による壊滅のリスクが高まり、国際的緊張が増悪し、紛争はより危険なものとなること。
 - e) 核兵器の保有に賛成する議論は核軍縮・不拡散体制の信用性に否定的影響を及ぼすこと。
 - f) 保有核兵器を近代化する長期計画は、核軍縮のための様々な誓約や義務と相反し、核兵器の無期限保有という認識を生み出すこと。
 - g) 人間の基本的ニーズがまだ充足されていないこの世界では、保有核兵器の近代化に充てられる膨大な資金は、このような目的でなく持続可能な開発目標を達成するために振り向けることができるということ。
 - h) 核兵器の人的影響を踏まえれば、核兵器のいかなる使用も、その大義名分が何であれ、国際人道法や国際法や道德律とも、市民的良心の命ずるところとも、矛盾しないとはおよそ考えられないこと。
 - i) その無差別な本質と人類を絶滅させうる力とにかんがみ、核兵器は本質的に不道徳であること。
4. 責任あるすべての国家が、自国民および国家どうしを核兵器爆発の惨害

から守るのに資する決定を行う神聖な任務を負うこと、そして、その決定として国家がとりうる唯一の方法は核兵器を完全になくすことを通じてである点に、留意する。

5. 核兵器による壊滅的な人道上の結末とその危険性にかんがみ、すべての国家は、切迫感と確固たる決意をもって行動し、あらゆる利害関係者による支持のもと、すべての核兵器を廃絶し禁止するため必要な、法的拘束力ある措置を含む効果的な措置をとるべき倫理的責任を共有していることを、強調する。
6. 総会第71 会期の暫定議題の「全面的かつ完全な核軍縮」と題する項目の下に「核兵器のない世界のための倫理的至上命題」と題する小項目を含めることを決定する。

原注：

- 1 決議1653 (XVI)を参照。
- 2 決議38/75を参照。
- 3 総会第10特別会期の最終文書(決議S-10/2)を参照。
- 4 決議50/70Mを参照。
- 5 軍縮と開発の関係に関する政府専門家グループの報告書(A/59/119)を参照。
- 6 United Nations, Treaty Series, vol.729, No.10485
- 7 A/51/218, annex
- 8 決議55/2

(訳：ピースデポ)

<資料3>

核兵器のない世界へ：核軍縮に関する誓約の履行を加速する

2015年10月21日、A/C.1/70/L.41

ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ（新アジェンダ連合（NAC））提出決議案

総会は、(前文略)

1. NPT の各条項は締約国をいかなる時もいかなる状況においても法的に拘束するものであり、すべての加盟国は条約に基づく義務への厳格な遵守について全面的な責任を負わねばならないことを繰り返し強調する。また、すべての加盟国に対し、1995年、2000年、2010年の再検討会議におけるすべての決定、決議、誓約を完全に遵守するよう求める。
2. すべての加盟国が、いかなる時も、国際人道法を含めた適用可能な国際法を遵守する必要性、及び「核兵器

の人道上の影響に関する会議」で得られた、国際人道法の原則に基づいて核兵器を評価する上で重要な示唆を与える証拠を認める必要性を、繰り返し強調する。

3. 加盟国が、関連した決定や行動において、核軍縮の下支えとなる人道上の要求、ならびにこの目的を達成する緊急性にしかるべき注意を払うことを求める。
4. すべてのNPT 締約国が条約第6条の下で誓約している核軍縮につながるよう、保有核兵器の完全廃棄を達成するとして核兵器国による明確な約束の具体的な再確認を含め、2000年NPT 再検討会議の最終文書※が合意した実際の措置が引き続き有効であると再確認されていることを想起し、核軍縮につながる措置に関する具体的な前進の加速を核兵器国が誓約していることを想起し、核兵器国が自国の誓約の実施を加速させるためにあらゆる措置をとることを求める。

5. 配備・非配備を問わず、あらゆる種類の核兵器を、一方的、二国間、地域的及び多国的措置を通じたものを含め、削減し究極的に廃棄するためのいっそうの努力を行うとの誓約を果たすよう核兵器国に求める。

6. すべての核兵器の高度警戒態勢の解除を目的に、検証可能かつ透明性のある方法で、核兵器システムの配備体制を緩和させることをすべての核兵器保有国に要請する。
7. 核兵器の完全廃棄までの間、すべての軍事・安全保障概念、ドクトリン、政策において、核兵器の役割や重要性を具体的に低下させるよう核兵器国に奨励する。
8. 核兵器の完全廃棄までの間、核兵器国を含む地域同盟の一員であるすべての国に対し、集団的安全保障ドクトリン上の核兵器の役割を低下させるよう奨励する。
9. 核兵器国による核兵器の開発や質的改良の制限、ならびに先端的な新型核兵器の開発の中止に対する非核

兵器国の正統な関心をNPT加盟国が認識したことを強調し、この点に関して措置を講じるよう核兵器国に求める。

10. すべての核兵器国が、これまでに行われた核軍縮に関する誓約や義務にしたがい、それぞれの国でもはや軍事的に不要と判断されたすべての核分裂性物質を不可逆的に撤去するためのさらなる措置を講じることを奨励する。また、国際原子力機関（IAEA）の文脈で、すべての加盟国が、適切な核軍縮検証能力及び法的拘束力のある検証取り決めを前進させることを支援し、そのような物質を検証可能な形で恒久的に軍事計画外に置くことを求める。
11. すべてのNPT締約国に対し、1995年再検討・延長会議で採択された中東に関する決議の完全履行に向けて取り組むよう求める。同決議は条約の無期限延長と密接に関連するものであり、1995年中東決議が定めた中東非核・非大量破壊兵器地帯の設立に向けたプロセスに関するものを含め、2015年NPT再検討会議が実質的な成果を生み出せなかったことに失望と深い懸念を表明する。1995年中東決議の有効性はそれが完全に履行されるまで継続する。
12. 2010年再検討会議が2012年の開催を義務付けていた、中東非核・非大量破壊兵器地帯の設立に向けた会議が開催されていないことに極めて深い失望を表明する。
13. 核軍縮及び核不拡散の達成におけるNPTの基盤的役割を強調すると

ともに、すべての締約国がNPTの普遍化に向けたいかなる努力も惜しまないことを求める。またこれに関連して、インド、イスラエル、パキスタンに対し、即時かつ無条件に、非核兵器国としてNPTに加盟し、自国のすべての核施設をIAEA保障措置下に置くことを求める。

14. 朝鮮民主主義人民共和国に対して、平和的手段で朝鮮半島の非核化を達成することをめざし、すべての核兵器及び既存の核計画を放棄し、早期にNPTに復帰し、IAEA保障措置合意※を遵守するといった、2005年9月の共同声明を含む6か国協議における誓約を果たすよう要請するとともに、6か国協議への確固たる支持を再確認する。
15. すべての加盟国に対し、多国間の文脈の中で核軍縮の大義を前進させる努力を妨害している国際的な軍縮機関の内部における障害を乗り越えるために協働することを要請する。また、今一度CDに対し、とりわけ多国間交渉を通じて、核軍縮の課題を前進させるための実質的作業を遅滞なく開始するよう要請する。
16. 2020年再検討会議に向けた再検討サイクルにおいて提出する報告書の中に、核軍縮に関する自国の履行状況についての具体的かつ詳細な情報を含むよう、核兵器国に要請する。
17. 核兵器国が、標準化された詳細な報告様式を通じたものを含め、締約国が進捗状況を定期的に監視できるような形で、自国の核軍縮誓約を質的にも量的にも履行することを要請

する。これは、核兵器国間のみならず核兵器国と非核兵器国との間の信用性、信頼性を向上させ、持続可能な核軍縮に貢献するものとなる。

18. すべてのNPT締約国が、2010年再検討会議行動計画におけるすべての誓約と義務を遅滞なく履行することを求める。
19. 国連総会決議1(D)及びNPT第6条の精神と目的にしたがい、核兵器のない世界の達成と維持のための効果的な措置に関する多国間交渉を遅滞なく、かつ誠実に追求することを加盟国に要請する。また、この目的のために、核軍縮のための法的拘束力のある効果的な措置の特定、熟議、交渉に関する選択枝を探索し、そのための努力を支持するよう加盟国に要請する。
20. 第71会期国連総会の暫定議題として、「全面的かつ完全な軍縮」と題する項目の下に「核兵器のない世界へ：核軍縮に関する誓約の履行を加速する」と題された副項目を含めること、並びに現存する決議の履行を同会期において点検することを決定する。

※印には参照すべき文書の名称等が記載されているが省略した。

（長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA）の暫定訳にピースデポが手を加えた。）

NGO キャンペーン 始まる

ピースデポも呼びかけ
団体になっています。

NPT不参加のインドの核軍拡に手を貸す 「日印原子力協力協定」 を阻止しよう

6月19日の共同通信は、「日本がインドに対して交渉中の原子力協定について『使用済み核燃料の再処理を容認する』旨を決めインド側に伝えた」と報じました。日印原子力協定締結は、日本がNPTに加盟せず核実験を実施したインドの核軍拡を容認することにつながります。

12月初旬に安倍首相が訪印する計画が持ち上がっています。この場で原子力協定の調印が行われる可能性が高く、これを阻止する運動が急務となっています。このような中でインドから原発建設反対運動を闘っている方々をお迎えして、「インドへの原発輸出反対、日印原子力協定阻止キャンペーン」を実施します。皆さまのご参加とキャ

ンペーン成功のための賛同カンパをお願い致します。（「呼びかけ文」より）

大阪集会(11月23日)、

東京集会(11月25日)

に参加を！

詳しくは8ページの広告を

ご覧ください。

賛同金：団体 一口3,000円／個人 一口1,000円

【郵便振替】00940-4-235749 「日印反核市民連帯」

ピースデポのHP

www.peacedepot.org/menunew.htm から、

キャンペーン・サイトへのリンクがはられています。

米、新型核爆弾の欧州配備に動く —軍拡競争に新たな火種 「戦術核論議」再燃の契機となるか

ドイツ国営放送局の報道

9月22日、独国営テレビ局「第2ドイツ・テレビ(ZDF)」は、米空軍が20発の新型核爆弾B61-12を、ビュヒェル独空軍基地に配備する準備を始めたと報じた¹。15年第3四半期(9月～)に米国による準備予算が支出され、そこには現行型爆弾(B61-3及び4)の搭載能力を持つドイツ空軍の戦闘爆撃機トルネードを、新型爆弾に対応するよう改装する費用も含まれる。一方、滑走路などのインフラ整備はドイツの負担で行われる、というのが報道の内容である。

B61-12は、既存のB61-4(弾頭は50キロトン)を原型として、米国家核安全保障管理局(NNSA)の「寿命延長計画(LEP)」によって開発されてきた。「自由落下爆弾」に分類されるが、センサー、側翼(ストレーキ)、尾翼(テールキット)を取りつけることで、自ら位置を感知し、それと事前に入力された目標情報との誤差を修正していく誘導方式によって、平均命中半径は30m以下まで向上する²。地下の堅牢な目標の破壊能力が高まり、放射性降下物量も大幅に減じるとNNSAは説明してきた。米政府は、2010年「核態勢見直し」(NPR)で、LEPでは「新たな軍事的任務を支援したり新たな能力を準備したりしない」と公約したが、精密誘導能力など「新たな能力」を付与するB61-12の開発は、この約束への違反とみなされる。

米は配備を否定せず、ロシアは反発

シェリー・ラバーNNSA副広報局長は、ZDFの報道を「誤り」だとして、B61-12の量産は20年まで開始しないと述べた³が、20年以降の配備については否定しなかった。事実、2015会計年の米空軍予算要求書では、B61-12の欧州配備は15年に開始、18年までに完了するとされていた⁴。緊縮予算の影響で計画が遅れているのだろう。

一方、ロシアはただちに、警戒を露わにした。アナトリー・アントノフ副国防相は、米空軍が7月1日にネバダで行ったB61-12の初の飛行実験⁵を「挑発」と非難した⁶。ドミトリー・ペスコフ大統領府報道官は、米計画が脅威であると認定されれば、ロシアは飛び地のカーリーニングラードに最新の弾道ミサイル・イスカデルを配備する可能性があることを示唆した⁷。

ロシアはまた、米国とNATO非核兵器国との核分担政策(米国の核兵器を非核兵器国と共同使用)は、核兵器国から非核兵器国への、核兵器とその管理の委譲を禁止したNPT第1条及び2条に違反すると非難した⁸。これに対し在ロシア米大使館のウィル・スティーブン広報官は、欧州配備の米核兵器は常に米国の管理下に置かれているので、NPTに違反しないと、従来の論理で反論した⁹。

他の国にも波及の可能性

米戦術核はドイツの他、ベルギー、オランダ、イタリア、トルコの4か国に約180発が配備されている¹⁰。B61-12への置き替えは順次これらの国々に及ぶ可能性が高い。

今回のロシアの反応を見るならば、配備計画は、ウクライナ情勢やミサイル防衛と相俟って、欧州の新たな核軍拡競争の火種となる可能性がある。同時にこれは、米戦術核の欧州配備自体を巡る論争が再燃する契機ともなりうる。09年にドイツ、10年にはオランダが、米戦術核の撤去を要求した経過がある。10年にNATOがB61-12の能力を承認したことを契機に、オランダでは政府の責任を巡る議論が高まったことも記憶に新しい。市民の反対運動の兆しも、現れ始めている¹¹。

(湯浅一郎) 

注

- 1 「プレス・テレビ」、15年9月23日。
www.presstv.ir/Detail/2015/09/23/430338/Germany-US
- 2 ハンス・クリステンセン(全米科学者連盟(FAS))、「戦略安全保障ブログ」、11年6月15日。<http://fas.org/blogs/security/>から日付検索。
- 3 「プラウダ」(英語版)、15年9月24日。
<http://english.pravda.ru/news/world/24-09-2015/132108-germany-0/>
- 4 注2のブログ、14年3月14日。
- 5 「NNSAプレス発表」、15年7月8日。下記から日付検索。
<http://nnsa.energy.gov/mediaroom/pressreleases>
- 6 注4と同じ。
- 7,8,9 「モスクワ・タイムズ」(英語版)、15年9月23日。www.themoscowtimes.com/business/article/kremlin-threatens-%20/535106.html
- 10 本誌478-9号、[図説]7ページ。
- 11 「インタナショナル・ビジネス・タイムズ」、15年10月1日。www.ibtimes.com/us-nuclear-weapons-europe-massive-protest-planned-against-new-atomic-weapons-germany-2122692

日誌

2015.9.21~10.20

作成:有銘佑理、荒井摂子

IAEA=国際原子力機関/PKO=(国連)平和維持活動/ISIL=イスラム国

- 9月21日 IAEA、核開発の疑いのあった軍事施設でイラン側がサンプル採取しIAEAに提出と発表。
- 9月22日 第2ドイツテレビが、米国が独西部の空軍基地に新たな核爆弾B61-12を20発配備の構えと報道。(本号参照)
- 9月24日付 日本政府、安保関連法の成立受け、南スーダンPKO派遣の陸自任務に16年5月から「駆け付け警護」追加の方針。
- 9月25日 ホワイトハウスで米中首脳会談。中国の南沙諸島埋立てにオバマ大統領は懸念表明、習主席は正当な権利と反論。
- 9月27日 英労働党のコービン新党首、英国は核戦力を放棄すべきと明言。
- 9月28日 日米、「環境補足協定」に署名。岸田外相・カーター米国防長官は会談で米軍再編・辺野古移設推進を確認。
- 9月30日 安保関連法が公布。6か月以内に施行。
- 9月30日 ロシア国防省、同国軍がシリア領内でISILへの空爆を開始と発表。
- 10月1日 米海軍の原子力空母ロナルド・レーガンが横須賀基地に入港。
- 10月1日 岸田外相が核兵器廃絶めざす国連の会合で演説。
- 10月1日 防衛省の外局として防衛装備庁が発足。自衛隊の武器開発・購入、企業の武器輸出の窓口を一元的に担う。
- 10月2日 オバマ米大統領、ロシアのシリア空爆を「受け入れられない」と非難。
- 10月3日 国境なき医師団がアフガン北部で運営する病院が数回、米軍の空爆を受け、少なくとも19人死亡、けが人多数。
- 10月7日 ジョイグ露国防相、カスピ海の艦艇からISIL攻撃目標11か所に26発のミサイル攻撃開始とプーチン大統領に報告。
- 10月7日 国境なき医師団会長が記者会見、米軍の病院空爆につき、国際事実調査委員会による事実調査を要求。
- 10月10日 北朝鮮が朝鮮労働党創建70周年を迎え、平壤で軍事パレード。
- 10月11日 イランが新型長距離弾道ミサ

インドへの原発輸出反対！

日印原子力協定阻止キャンペーン (本号6ページに記事)

- 大阪集会 11/23 (月・祝)18:30 ~ /エル・おおさか (京阪・谷町線「天満橋」ほか)
- 東京集会 11/25 (水)18:30 ~ /港勤労福祉会館 (JR「田町」・都営三田線「三田」)

★来日するインドの反原発活動家

ヴァイシャリ・パティールさん (マハラシュトラ州で活動する草の根運動の指導者)

クマール・スングラムさん (CNDP (核廃絶と平和のための連合)国際キャンペーン担当)

イル「エマード」の発射実験。米報道官は核合意自体とは別との見解を示す。

- 10月15日 内戦状態のイエメンでイスラム教シーア派武装組織らが、サウジアラビアによる軍事介入への報復として、サウジ空軍基地に弾道ミサイル発射。
- 10月15日 岩国基地の周辺住民が騒音被害賠償や軍用機の飛行差止めを国に求めた訴訟で、山口地裁は過去の騒音被害に限り約5億5800万円の賠償命じる判決。
- 10月16日 ホワイトハウスで米韓首脳会談。会談後、北朝鮮非核化での協力などを柱とする共同声明を発表。
- 10月19日 北朝鮮の朝鮮労働党機関紙、米韓共同声明を非難。
- 10月19日 米海軍横須賀基地にイージス艦ベンフォールド配備。17年までに追加配備予定の3隻中、2隻目。
- 10月20日 米露両軍、シリア領空での両軍機による偶発的事態を避けるための覚書に署名。
- 10月20日 中谷防衛相、ソウルで韓・韓国国防相と会談。安保法への理解求める。

沖縄

- 9月21日 翁長知事、国連人権理事会総会演説で、過重な基地負担や辺野古新基地建設は県民の人権・自己決定権の侵害と訴える。
- 9月23日付 政府、名護市・久辺3区へ新交付金検討。数千万円規模を直接支出か。
- 9月23日付 防衛省「安全保障技術研究推進制度」に県内大学等から応募なし。軍事協力拒否の姿勢目立つ。(琉球新報アンケート)
- 9月25日 辺野古埋立て承認取消しに関し、県規則に基づき沖縄防衛局の「意見聴取」へ。防衛局は行政手続法上の「聴聞」求める。
- 9月28日 辺野古埋立て承認取消し手続き。沖縄防衛局が「意見聴取」に応じず。県は「聴聞」に切り替え、10月7日に実施へ。
- 9月29日 沖縄防衛局、普天間飛行場・那覇軍港内の一部土地について強制使用申請。県収用委の採決を得て継続使用の見通し。
- 9月29日 米両院軍事委員会、16会計年度

国防権限法最終案発表。普天間飛行場移設に関し、「辺野古が唯一」との文言明記せず。

- 9月30日 沖縄防衛局、「聴聞」へ出頭しない意向。辺野古埋立て承認に関し、「瑕疵なく、取消しは違法」との陳述書を県へ提出。
- 10月5日 県内10大学長、米軍機の飛行中止を求め連名で要請書提出し記者会見。
- 10月5日 宮古島市民ら、陸自配備計画反対の署名1万6,439人分を下地市長へ提出。
- 10月6日 日米両政府、米軍が射爆撃場として使用する「沖大東島」及び周辺水域・空域を自衛隊と共同使用することに合意。
- 10月7日 MV-22オスプレイ14年度飛行調査結果公表。前年度に比べ、総離着陸数約1.6倍、深夜~未明の離着陸数は約2.3倍に。
- 10月7日付 辺野古事前協議の打ち切り示唆。沖縄防衛局、県に対し8日までに協議に関する全質問を示すよう求める。
- 10月8日 辺野古事前協議、沖縄防衛局が回答期限を撤回。
- 10月9日 沖縄防衛局、浦添市・米軍牧港補給地区倉庫群移転受入れを沖縄市へ要請。
- 10月10日 ケネディ駐日米大使来沖。シンポジウムで講演。辺野古移設の必要性強調。
- 10月13日 翁長知事、前知事による辺野古埋立て承認の取消しを発表。
- 10月14日 17年から横田基地配備予定のCV-22オスプレイ、沖縄の訓練場使用へ。沖縄防衛局が県・県内基地所在市町村へ説明。
- 10月15日 辺野古埋立て承認取消し処分は「違法」として、防衛省、不服審査請求・執行停止申立書を国土交通省へ提出。
- 10月19日付 辺野古環境監視委員4名、移設関連事業受注業者からの寄付金・報酬受領が判明。政府は問題視しないとの立場示す。

今号の略語

- CD=ジュネーブ軍縮会議
- IAEA=国際原子力機関
- LEP=寿命延長計画
- NAC=新アジェンダ連合
- NAM=非同盟運動
- NNSA=米国家核安全保障管理局

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場 **アボリション・ジャパンML** に参加を

join-abolition-japan.dLNY@ml.freeml.com にメールを。本文は不要です。

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらか、またはその両方が選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員: 梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、吉田遼<farawayalongway@yahoo.co.jp>、荒井摂子<sarai@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージは休みます

名簿データベース整理中につき、宛名ラベルへの下記表示はしばらく休止させていただきます。近々に別の形で連絡いたします。●会員番号(6桁)、●「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。●「今号で誌代切れ」等の情報。



次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

荒井摂子(ピースデポ)、田巻一彦(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、朝倉真知子、有銘佑理、清水春乃、津留佐和子、原三枝子、丸山純一、梅林宏道